

介 護 保 険

事業者指定のガイドブック

- ・ 居 宅 サ ー ビ ス
- ・ 介 護 予 防 サ ー ビ ス

東京都福祉保健局
高齢社会対策部 介護保険課

本ガイドブックは、福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当が所管のサービス種類についての手続等を説明するものであり、施設サービス、地域密着型サービスの手続等は、P1記載の各所管部署にお問い合わせください。

目次

1 各介護保険サービスの指定申請受付窓口 P 1
(1) 東京都所管申請窓口	
(2) 区市町村所管窓口	
2 指定申請について P 2～4
(1) 指定スケジュール	
(2) 申請から指定までの流れ	
① 申請に係る事前相談	
② 指定申請(指定前研修)の申込み	
③ 指定前研修の受講	
④ 新規申請(申請書の提出)	
【申請時の注意点】	
(ア) 人員、設備基準等について	
(イ) 法人格の必要性	
(ウ) 定款について	
(エ) 登記簿謄本について	
(オ) 事業所の準備体制の整備について	
(カ) 申請書の控えについて	
⑤ 受理	
⑥ 審査	
⑦ 指定	
⑧ 情報提供・公示	
3 関係窓口 P 4～6
(1) 法人設立相談窓口	
(2) 各種相談窓口	
4 Q&A P 7～

1 各介護保険サービスの指定申請受付窓口

(1) 東京都所管申請窓口

サービスの種類	申請(届出)受付窓口
<p>○福祉系サービス</p> <p>訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室</p> <p>【所在地】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階</p> <p>【電話】 03-3344-8517</p>
<p>○医療系サービス</p> <p>訪問看護・介護予防訪問看護(訪問看護ステーション) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション(老健) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健及び介護医療院除く)</p>	
<p>○医療系サービス(みなし指定)</p> <p>訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション※1 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護※2</p> <p>※1 介護療養型医療施設は、平成24年4月1日以降、新規開設はできません。 ※2 療養病床を有する病院又は診療所に限ります。</p>	
<p>特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、軽費老人ホーム) (サービス付き高齢者向け住宅)</p>	<p>福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設運営担当 TEL 03-5320-4264 在宅支援課 在宅支援担当 TEL 03-5320-4273</p>
<p>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</p>	<p>福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設整備担当(特養) TEL 03-5320-4265</p>
<p>介護老人保健施設(老健)・介護医療院 (併設の通所リハビリテーション、短期入所療養介護含む)</p>	<p>福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設整備担当(老健) TEL 03-5320-4266</p>

「みなし指定」=医療保険の指定を受けた病院、診療所又は薬局は、左記のサービスについて指定を受けたとみなされ、指定申請の手続きは不要です。
※通所(介護予防)リハビリテーションを行う場合は、事前に加算届出が必要です。
(みなし指定が不要の場合は、上記財団に「不要の申し出」を提出してください)

○介護保険の事業所番号

- ・ 医療機関(医科)の場合 1310000000
- ・ 医療機関(歯科)の場合 1330000000
- ・ 薬局の場合 1340000000

(「00000000」は、医療機関コード)

(2) 区市町村所管窓口

サービスの種類	申請受付窓口
<p>地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業 居宅介護支援・介護予防支援</p>	<p>各区市町村の窓口へ</p>

2 指定申請について

(1) 指定スケジュール

事前申込	申請受付	指定
4ヶ月前 末日までに FAX又は電子申請で申し 込み	2ヶ月前15日頃を 目途に提出	毎月1日

毎月1日に指定しています。

○詳細については、本ガイドブック「指定申請及び指定前研修Q&A」を御参照ください。

(2) 申請から指定までの流れ



① 申請に係る事前相談(必須ではありません)

- ・申請に係る質問受付や事業者の事業計画の確認(平面図等による通所介護事業所などの設備面の相談)等を行います。
- ・事前相談を御希望の場合は、予約が必要です。
(電話にて、福祉保健財団事業者指定室に連絡ください。)

事前相談の予約【福祉保健財団 事業者指定室 03-3344-8517】

- ・指定に係る基準の説明と申請書の記載方法等について、**指定前研修(必須)**で御説明します。
- ・法人設立の御相談については、各所管までお願いします。

② 指定前研修の受講申込み

(詳細は【指定申請及び指定前研修Q&A】参照)

- ・「新規指定前研修申込書」をダウンロードし、FAX又は電子申請にて受講をお申込みください。

【ダウンロード先】

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html)

- ・申込期日は、研修月の前月末日です。
- ・なお、指定前研修の受講申込みは、電話では受け付けておりません。

③ 指定前研修の受講

(詳細は【指定申請及び指定前研修Q&A】参照)

- ・指定前研修については、毎月15日前後に開催予定です(直近の研修開催日時については、ホームページに掲載しています)。
- ・指定前研修の受講対象は、原則、申請する事業所の管理者に従事する予定の方又は法人代表者の方です。
- ・指定前研修は、申請前の時点において法令遵守や適切なサービス提供に関する事項、申請のための注意などについてお話するものですので、受講は必須となります。

④ 新規申請(申請書の提出)

- ・ 指定前研修を受講した後、新規指定申請書類一式(添付書類を含む)を作成の上、下記窓口に申請日時予約を行ったうえで新規申請を行っていただきます。

【新規指定申請書の提出のための、財団窓口来訪日時予約について】

- 新規指定申請書の受付は、毎月の「指定前研修」受講終了から1か月後までとなります。
- 新規指定申請書の申請日時の事前予約(電話による日時の予約)については、研修受講前から相談可能です。

申請日時の予約【福祉保健財団 事業者指定室 03-3344-8517】

(新規指定申請書の提出の際の注意事項について)

- ・ 新規申請時には、必要書類を全て、窓口に直接持参してください。
- ・ 窓口の受付時間は、9:30～16:30です。
- ・ 申請書の書き方や添付書類は、サービスの種類ごとに異なります。
(申請書様式は『東京都介護サービス情報』からダウンロードできますので、御利用ください)

【ダウンロード先】

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規指定申請の留意事項・申請書等 > ○○○○(新規に指定を受けたい方へ)
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shitei/index.html)

【申請時の注意点】

(ア) 人員、設備基準等について

指定事業者は東京都条例で定める人員、設備、運営基準に従い、サービスを提供しなければなりません。十分に基準を理解した上で、事業計画を検討してください。

(イ) 法人格の必要性

介護保険の各事業を申請するには、法人格を有する必要があります。

(ただし、医療系サービス(訪問看護ステーションを除く)については若干異なります。)

(ウ) 定款について

申請時、定款の「事業目的」に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置付けられていることが必要です。

(エ) 登記簿謄本について

申請書の添付書類として、申請する「事業目的」が記載された登記簿謄本(現在事項証明書または履歴事項証明書どちらでも可。3ヶ月以内に発行のもの)が必要となります。

(オ) 事業所の準備体制の整備について

工事中・備品等未納入の場合は申請書の受理は出来ません。

(カ) 申請書の控えについて

指定申請書については、受理後、東京都保有の公文書の扱いとなり、東京都の情報公開・個人情報保護制度の対象として扱われます。必ずコピーを取り、事業所控えとして申請状況を把握しておいてください。

⑤ 受 理

- ・ 指定を受けるに当たっては、申請受付期間内に指定申請書類が受理されなければなりません。
- ・ 記入漏れや書類の不備があった場合は、受理できません。また、申請が受付期間終了間際になってしまうと当月受理できないこともあります。できる限り余裕をもって申請してください。

⑥ 審 査

- ・ 申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。
- ・ 審査の過程で必要な場合には、現地調査をさせていただきます。
(調査に伺う事業所には、事前に電話にて調査日時をお伝えします。)

⑦ 指 定

- ・ 毎月1日付けで指定を行います。
- ・ 指定月の前月末頃に指定通知書等を事業所あてに東京都から普通郵便で送付します。
- ・ 指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

⑧ 情報提供・公示

- ・ 「東京都介護サービス情報」で指定事業者の情報提供を行います。
- ・ 新規指定事業者については「東京都公報」に登載します。

3 関係窓口

(1) 法人設立相談窓口〔東京都所管〕

法人の種類	所管部署
社会福祉法人	福祉保健局 指導監査部 指導調整課 社会福祉法人担当 TEL 03-5320-4044
医療法人	福祉保健局 医療政策部 医療安全課 医療法人担当 TEL 03-5320-4426
社団法人・財団法人	生活文化局 都民生活部 管理法人課 公益法人担当 TEL 03-5388-3167
特定非営利活動法人 (NPO法人)	生活文化局 都民生活部 管理法人課 NPO法人担当 TEL 03-5388-3095
企業組合	産業労働局 商工部 調整課 協同組合担当 TEL 03-5320-4759
生活協同組合	生活文化局 消費生活部 取引指導課 生活協同組合担当 TEL 03-5388-3060
農業協同組合	産業労働局 農林水産部 農業振興課 組合指導担当 TEL 03-5320-4816
宗教法人	生活文化局 都民生活部 管理法人課 宗教法人担当 TEL 03-5388-3168

(2) 各種相談窓口

問い合わせ内容	所管部署
創業・経営に関する相談・支援	(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 TEL 03-3251-7881 (公財)東京都中小企業振興公社 城東支社 TEL 03-5680-4631 (公財)東京都中小企業振興公社 城南支社 TEL 03-3733-6284 (公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社 TEL 042-500-3901
介護雇用創出助成金の利用 (介護サービスに従事する労働者の雇用創出を図る為の支援)	(公財)介護労働安定センター東京支部 TEL 03-5901-3061
中小企業制度融資を受けたいとき (NPO法人は対象外)	産業労働局 金融部 金融課 金融係 TEL 03-5320-4877 (都庁第一本庁舎29階北側口)
介護事業者賠償責任保険の加入に関する事 (利用者に対し、サービス業務に係る法律上の賠償責任を負った場合等)	有限会社 東京福祉企画 TEL 03-3268-0910 (財)介護労働安定センター東京支部 TEL 03-5901-3061 又は各損害保険会社へ
介護保険の苦情相談に関する事	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当 TEL 03-6238-0177□
介護報酬請求事務に関する事	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護福祉課 TEL 03-6238-0207

問い合わせ内容	所管部署
訪問介護員養成研修、訪問介護員の基礎研修に関する事	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課 指定・指導担当 TEL 03-5320-4083
介護支援専門員の研修、登録に関する事	福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護人材担当 TEL 03-5320-4279
福祉用具専門相談員の指定講習会に関する事	福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当 TEL 03-5320-4593
社会福祉主事任用資格に関する事	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課 福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049
老人福祉法の届出に関する事	(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 TEL 03-3344-8517
※在宅介護支援センターの老人福祉法の届出に関する事	福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 在宅支援担当 TEL 03-5320-4271
※施設の老人福祉法の届出に関する事	福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設運営担当 TEL 03-5320-4264

問い合わせ内容	所管部署
生計困難者に対する利用者負担軽減に関すること	福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護保険担当 TEL 03-5320-4291
障害者総合支援法の事業者指定に関すること	福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 TEL 03-5320-4325
生活保護法指定介護機関の指定及び介護扶助に関すること	福祉保健局 生活福祉部 保護課 介護担当 TEL 03-5320-4059
地域密着型サービス・介護予防・日常生活支援総合事業に関すること	各区市町村窓口 [参考] 東京都ホームページ https://www.metro.tokyo.lg.jp/ トップ>リンク集>都内区市町村HP

Q&A 目次

(1) 基本的な内容について

- Q 1 介護保険の指定事業者になるために必要な要件を教えてください。
- Q 2 東京都条例で定める人員・設備・運営基準とは何ですか。
- Q 3 介護保険の指定事業者になるための手順を教えてください。
- Q 4 申請から指定までどれくらいの時間がかかりますか。
- Q 5 申請前に相談（事前相談）はできますか。また、その際、持参する資料はありますか。
- Q 6 先に指定を受けておいて、体制が整ってから営業を開始することができますか。

(2) 【指定申請及び指定前研修に関するQ & A】

- Q 7 指定前研修の説明内容を教えてください。
- Q 8 新規申請の予定はありませんが、研修受講は可能ですか。
- Q 9 申し込み時点では、どの程度事業内容が決まっていけないといけませんか。
- Q 10 新規指定前研修申込書（FAX又は電子申請）の内容は、全ての項目が記載されていないといけませんか。
- Q 11 指定前研修は、誰を受講対象としたものですか。
- Q 12 指定前研修は、1事業所何名まで参加できますか。
- Q 13 指定前研修で説明した資料は、東京都介護サービス情報のホームページに掲載されますか。
- Q 14 事業所名が決まっていらないのですが、仮称でもよいですか。
- Q 15 FAX又は電子申請が出来ない場合、申し込みはどのようにしたらよいですか。
- Q 16 指定前研修は、申請前に必ず受講しなくてははいけませんか。
- Q 17 指定前研修を受講できなかった場合、新規申請受付の取扱いはどのようにになりますか。

(3) 指定申請書の作成及び申請書の提出について

- Q 18 指定申請書はどこで入手できますか。
- Q 19 複数のサービス事業所を同一の場所(住所地)で一斉に開設する場合、申請方法で注意する点がありますか。
- Q 20 居宅サービスと介護予防サービスの指定を同時に申請する場合、申請書類は居宅サービス用と予防サービス用として、それぞれ作成する必要がありますか。
- Q 21 法人設立手続き中ですが、申請はできますか。
- Q 22 添付書類として定款・登記簿を提出するに当たり、注意点はありますか。
- Q 23 申請書に押印する印は、どの印鑑ですか。
- Q 24 事業所がまだ工事中ですが、申請できますか。
- Q 25 受付期間に備品が揃わないのですが、申請できますか。
- Q 26 指定申請書類の提出先（窓口）を教えてください。
- Q 27 指定申請書提出・相談の受付時間を教えてください。
- Q 28 指定申請書提出・相談は予約が必要ですか。
- Q 29 指定申請書類は郵送できますか。
- Q 30 申請書類が受理されたのですが、事情があって取り下げたい場合どうすればよいですか。
- Q 31 申請書類の受理後、指定されるまでの間に、申請内容と異なる状況になったのですが、どうすればよいですか。
- Q 32 申請書が受理されれば、確実に指定されるのでしょうか。
- Q 33 指定通知書はいつ頃受け取ることができますか。

(4) 指定を受けた後の手続き等について

- Q 34 指定事業者の情報はどこで確認することができますか。
- Q 35 事業開始後、指定時の届出内容に変更が生じた場合、どうすればよいですか。
- Q 36 事業開始後、新たに加算（介護報酬体制）の届出をしたい場合、どうすればよいですか。
- Q 37 休止・廃止をしたいがどうすればよいですか。
- Q 38 老人福祉法に基づく事業開始・設置届は、いつ・どこに提出するのですか。
- Q 39 1度指定を受ければ、いつまでも事業を行うことができますか。

4 Q&A

(1) 基本的な内容について

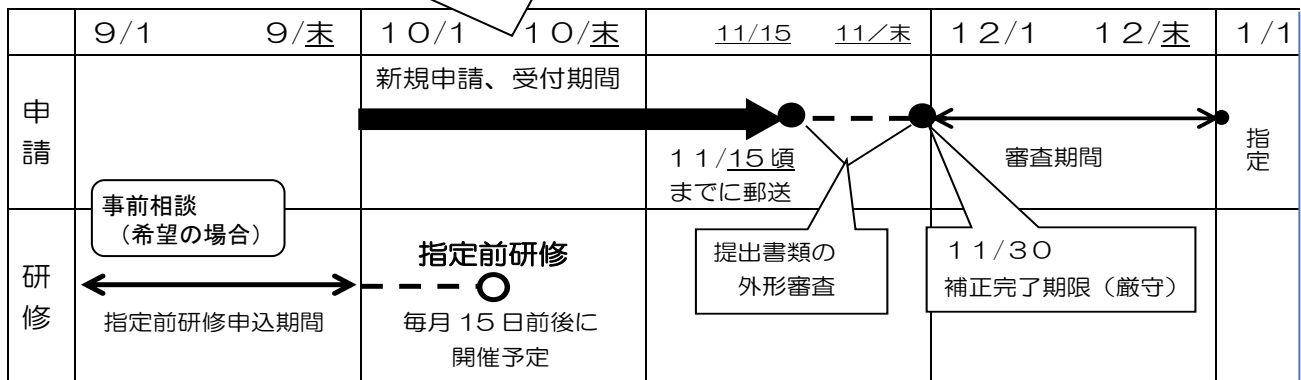
Q1	介護保険の指定事業者になるために必要な要件を教えてください。
A1	<p>介護保険事業者の指定を受けるためには、以下の条件を全て満たしていなければなりません。（介護保険法第70条第2項、第115条の2第2項）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法人であること〔医療系サービスは一部取扱いが異なります。〕。 ※ 法人の種類によっては、事業開始に当たり、定款について所轄庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは所轄庁へお問合せください。（P.4参照）(2) 申請の時点で、指定の時点には東京都条例で定める人員基準・設備基準を満たしていることが事実と見込まれること。(3) 東京都条例で定める運営の基準に従って適正な事業の運営ができること。(4) 居宅サービス事業の場合、介護保険法第70条第2項第4号から第11号の欠格条項に該当していないこと。(5) 介護予防サービス事業の場合、介護保険法第115条の2第4号から第11号の欠格条項に該当していないこと。 ※ 欠格条項については、介護保険法その他、厚生労働省からのQ&A（「介護保険最新情報」Vol.6及び73）等をご確認ください。「介護保険最新情報」は、東京都介護サービス情報のHPから、ダウンロードできます。 <p>（ダウンロード先） 東京都介護サービス情報 (https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/index.html) >介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報</p>

Q2	東京都条例で定める人員・設備・運営基準とは何ですか。
A2	<p>指定事業者は、東京都条例で定める人員・設備・運営基準に従い、サービスを提供しなければなりません。その基準は事業の種類ごとに定められています。</p> <p>居宅サービス事業の基準は、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第111号）です。</p> <p>介護予防サービス事業の基準は、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第112号）です。</p> <p>上記基準については、規則、要領と併せて御確認ください。詳細は以下のホームページ（東京都介護サービス情報）の各サービスページを御確認ください。 東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規指定申請の留意事項・申請書等 > ○○○○（新規に指定を受けたい方へ） ← ○○○○はサービス名 (https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shitei/index.html)</p>

Q3	介護保険の指定事業者になるための手順を教えてください。
A3	<p>指定前研修を受講後、申請書類を作成し、(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室（以下「財団事業者指定室」という。）で、申請してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①(指定予定日の4ヶ月前までに)指定前研修受講の申込み ② 指定前研修受講 ③(2ヶ月前15日を目途に)新規指定申請書の提出・受理 ↓(都において審査) ④ 基準等満たしていることが確認できた場合、指定介護サービス事業所等として指定</p> </div> <p>なお、新規指定申請書の提出の際、財団窓口で形式審査を行います。また、申請書類の受付後、最終書類審査・現地調査等の審査を行います。</p>

Q4	申請から指定までどれくらいの時間がかかりますか。																								
A4	<p>指定前研修受講後、申請した月の翌々月1日付が指定年月日となります。(毎月1日付) なお、申請事務手数料はかかりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="6">(例)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">事前申込</td> <td style="background-color: #e8f5e9;">申請受付</td> <td style="background-color: #fff9c4;">指定月</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">事前申込</td> <td style="background-color: #e8f5e9;">申請受付</td> <td style="background-color: #fff9c4;">指定月</td> </tr> <tr> <td>4ヶ月前末日までにFAX又は電子申請で申込</td> <td>2ヶ月前15日を目途に提出</td> <td>毎月1日</td> <td>9月末日までにFAX又は電子申請で申込</td> <td>11月15日頃を目途に提出</td> <td>1月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2月末日までにFAX又は電子申請で申込</td> <td>12月15日頃を目途に提出</td> <td>2月1日</td> </tr> </table>	(例)						事前申込	申請受付	指定月	事前申込	申請受付	指定月	4ヶ月前末日までにFAX又は電子申請で申込	2ヶ月前15日を目途に提出	毎月1日	9月末日までにFAX又は電子申請で申込	11月15日頃を目途に提出	1月1日				2月末日までにFAX又は電子申請で申込	12月15日頃を目途に提出	2月1日
(例)																									
事前申込	申請受付	指定月	事前申込	申請受付	指定月																				
4ヶ月前末日までにFAX又は電子申請で申込	2ヶ月前15日を目途に提出	毎月1日	9月末日までにFAX又は電子申請で申込	11月15日頃を目途に提出	1月1日																				
			2月末日までにFAX又は電子申請で申込	12月15日頃を目途に提出	2月1日																				

指定前研修受講後、申請書提出のための財団窓口来訪日時を予約してください。



Q5	申請前に相談(事前相談)はできますか。また、その際、持参する資料はありますか。
A5	<p>申請に係る質問受付や事業者の事業計画の確認(平面図等による通所介護事業所などの設備面の相談)等については、事前に相談できます。設備面の相談の場合は、図面等を持参していただくと、より具体的な相談ができるかと思えます。</p> <p>なお、月末は指定申請書の提出件数が多くなり、事前相談への対応が通常と比較して困難となります。このため、この期間の事前相談は御遠慮いただいています。御了承ください。</p>

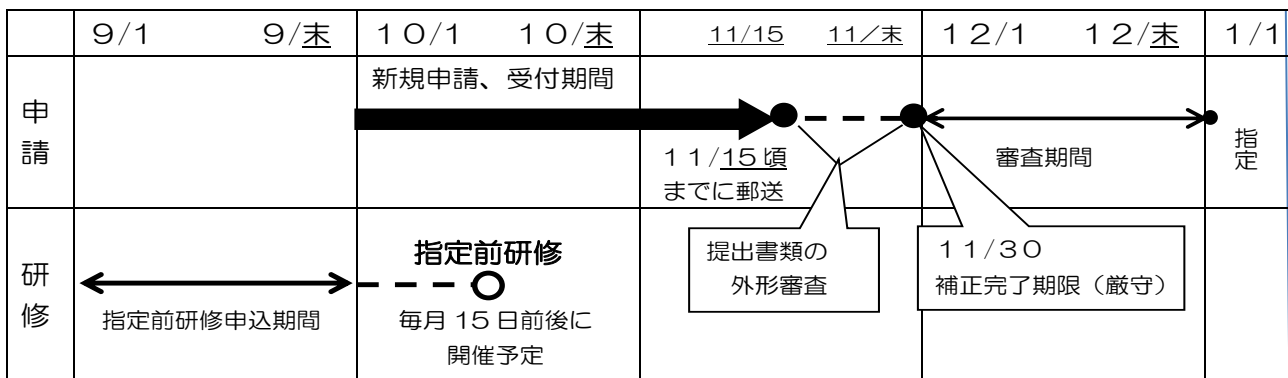
Q6	先に指定を受けておいて、体制が整ってから営業を開始することができますか。
A6	<p>できません。</p> <p>指定を受けるとその日からサービスを提供しなければなりません。事業を実施できる体制が整えたくて指定申請してください。</p>

(2) 【指定申請及び指定前研修に関するQ & A】

Q7	指定前研修の説明内容を教えてください。
A7	① 指定申請及び事業実施にあたって、知っておくべき制度・法令等について ② 労働基準法の概要及び諸手続きについて ③ 新規指定申請書の記載方法及び作成の際の注意事項等について ④ 加算届（介護報酬）の記載方法及び注意事項等について ⑤ その他

Q8	新規申請の予定はありませんが、研修受講は可能ですか。
A8	事業運営に係る法令遵守や規程等の必要な知識及び申請時の書類作成にかかる注意事項等について、運営指導の一環として事業開始前に研修を行っています。 制度改正やその時々 ^の 留意事項等について説明しているため、開設予定がない場合は受講できません。法人として開設を決めてから受講してください。

Q9	申し込み時点では、どの程度事業内容が決まっていなくてはいけませんか。
A9	申請及び指定前研修の申し込み時点では、法人において事業所開設の意思（具体的な予定）があることが必要です。 指定前研修は、指定予定日の3ヶ月前の15日頃に開催予定となっているため、研修受講時には申請に必要な主な事項（法人・開設場所・設備・人員等）については、概ね確定していることを想定しております。 研修については、下記のスケジュール表を参考にしてお申込みください。



Q10	新規指定前研修申込書（FAX又は電子申請）の内容は、全ての項目が記載されていないといけませんか。
A10	原則全て記載をしていただきます。 未確定の事項については、その旨記載してください。

Q11	指定前研修は、誰を受講対象としたものですか。
A11	申請する事業所における法令を遵守した適切なサービス提供の実施に資するため、運営指導の一環として行う研修です。原則、申請する事業所の管理者又は法人代表者になる予定の方が対象となります。 したがって、多くの事業所を経営し法令を熟知している法人であっても、実際に従業する予定の管理者（又はその予定の方）に受講していただきます。

Q12	指定前研修は、1事業所何名まで参加できますか。
A12	会場の関係もありますので、各事業所1名でお願いいたします。 (受講者の介助が必要な場合等、複数名での参加が必要な場合はあらかじめ御相談ください。)

Q13	指定前研修で説明した資料は、東京都介護サービス情報のホームページに掲載されていますか。
A13	全てではありませんが、掲載可能な資料については掲載していますので、御活用ください。

Q14	事業所名が決まっていないのですが、仮称でもよいですか。
A14	指定前研修の受講申込み時点での名称を記載してください。 指定申請時に名称を変更していただいてもかまいませんが、変更した場合はその旨を申請受付時にお知らせください。

Q15	FAX又は電子申請が出来ない場合、申し込みはどのようにしたらよいですか。
A15	FAX又は電子申請での申込が困難な場合は、下記あて先に、御郵送ください。 なお、電話での申し込みは受付けておりません。

【FAX番号】 03-3344-8597

【郵送あて先】
〒163-0718
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者指定室宛

★注意★
郵送申込みの場合は、封筒おもてに
「新規指定前研修申込み」の旨、明記してください。

Q16	指定前研修は、申請前に必ず受講しなくてははいけませんか。
A16	受講する必要があります。 事業運営に係る法令遵守や、東京都条例、規則、施行要領等についての必要な知識及び申請時の書類作成にかかる注意事項等について説明する予定ですので、指定申請(申請書類提出)前に必ず受講していただく必要があります。

Q17	指定前研修を受講できなかった場合、新規申請受付の取扱いはどのようになりますか。
A17	Q&A16のとおり、本研修の内容は指定申請前に御理解いただきたいものです。したがって、申請受付に当たっては新規研修を受講済みであること原則としています。 ただし、事前申し込みしていた研修当日の体調不良や交通機関のトラブル、その他やむを得ない事情により研修を受講できなかった場合には、その旨申請時に受付窓口でお申し出いただき、翌月(審査期間中)の研修を必ず受講してください。

(3) 指定申請書の作成及び申請書の提出について

Q18	指定申請書はどこで入手できますか。
A18	<p>申請書類は以下のHPから入手できます。必要な書類をダウンロードし、作成してください。 なお、申請に必要な書類（添付書類）は事業の種類ごとに異なりますので、それぞれ御確認ください。</p> <p>また、HPからダウンロードできない方は、財団事業者指定室に直接取りに来ていただくか、郵送をご希望の場合は、事業者指定室窓口へお問合せください（送料は、ご負担願います）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規指定申請の留意事項・申請書等 > ○○○○（新規に指定を受けたい方へ） ← ○○○○はサービス名 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shitei/index.html</p> </div>
Q19	複数のサービス事業所を同一の場所(住所地)で一斉に開設する場合、申請方法で注意する点がありますか。
A19	<p>事業の種類ごとにそれぞれ申請書類を作成してください。</p> <p>ただし、登記簿謄本については、原本は一通のみでかまいません(他の事業はコピーで可)。 また、介護保険外の事業と併せて行う場合は、その事業を所管する部署との調整が必要になることがありますので、ご注意ください。 （例えば、施術院等、開設の際に保健所の許可（届出）を受けている場所で介護保険事業を併せて行う場合、事前に保健所へご相談ください。）</p>
Q20	居宅サービスと介護予防サービスの指定を同時に申請する場合、申請書類は居宅サービス用と予防サービス用として、それぞれ作成する必要がありますか。
A20	<p>同一の事業所で、一体的に運営する居宅サービス事業と介護予防サービス事業（例えば訪問看護事業と介護予防訪問看護事業）の申請を同時にする場合、申請書類及び添付書類は1部で構いません。ただし、詳細については、お問合せ願います。</p>
Q21	法人設立手続き中ですが、申請はできますか。
A21	<p>法人登記が完了した時点で申請してください。 なお、定款・登記簿変更手続中であっても、同様の取扱いとなります。</p>
Q22	添付書類として定款・登記簿を提出するに当たり、注意点はありますか。
A22	<p>定款の目的欄に当該事業に関する記載が必要です。 定款・登記簿に当該事業の記載がない場合は、書類を受理できませんので、ご注意ください。</p> <p>また、法人の種類によっては、定款について所轄庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは所轄庁へお問合せください。（P.4参照）</p> <p>（記載例）</p> <p>訪問介護を行う場合 …………… 介護保険法に基づく訪問介護事業 介護予防訪問看護を行う場合 …………… 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業 居宅サービス全般を行う場合 …………… 介護保険法に基づく居宅サービス事業 介護予防サービス全般を行う場合 …… 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> <p>※ 登記簿（原本）は、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。</p>

Q23	申請書に押印する印は、どの印鑑ですか。
A23	法人の印鑑登録されている印です。（法人の登記印）
Q24	事業所がまだ工事中ですが、申請できますか。
A24	申請できません。 ただし、申請月の末日までに完成見込みがあるものなど工事の進捗状況により異なりますので、個別に窓口で相談願います。
Q25	受付期間に備品が揃わないのですが、申請できますか。
A25	申請できません。 ただし、申請月の末日までに納品見込みがあるものなど納品日により異なりますので、個別に窓口で相談願います。
Q26	指定申請書類の提出先（窓口）を教えてください。
A26	公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階 電話：03-3344-8517 都営大江戸線「都庁前駅」徒歩2分
Q27	指定申請書提出・相談の受付時間を教えてください。
A27	窓口受付時間は、月曜日から金曜日の9時30分から16時30分となります。 （ただし、祝日を除く）
Q28	指定申請書の提出・相談は予約が必要ですか。
A28	必要です。あらかじめ電話にて、財団事業者指定室に予約をしてください。 申請日時の予約【福祉保健財団 事業者指定室 03-3344-8517】
Q29	指定申請書類は郵送できますか。
A29	郵送での申請はできません。あらかじめ電話で予約の上、窓口にお越しください。
Q30	申請書類が受理されたのですが、事情があって取り下げたい場合どうすればよいですか。
A30	取下げ書を提出していただく必要があります。至急、財団事業者指定室に連絡してください。
Q31	申請書類の受理後、指定されるまでの間に、申請内容と異なる状況になったのですが、どうすればよいですか。
A31	申請書類を差し替えていただく必要があります。至急、財団事業者指定室に連絡してください。
Q32	申請書が受理されれば、確実に指定されるのでしょうか。
A32	窓口で形式審査を行い、必要書類が整っていれば「受付証」を交付します。 この受付証の交付をもって指定ということではありません。その後、指定要件を満たしているかといった内容を審査し、決定後、指定に伴い都知事からの指定通知書を交付します。 また、審査の結果、申請書類の受理後であっても申請書類の記入内容の補正等をお願いすることがあります。必要な補正がなされない場合や、指定要件を満たしていない場合は、指定できないこともあります。

Q33	指定通知書はいつ頃受け取ることができますか。
A33	<p>指定月の前月末までに、指定通知書を事業所宛（事業所住所）に郵送します。</p> <p>事業所にポストが設置されていない場合や事業所名の表記がされていない場合などの理由で、返送されてくる場合がありますので、準備をお願いします。</p> <p>なお、指定通知書は再発行しておりませんので、紛失しないようお気を付けください。</p>

(4) 指定を受けた後の手続き等について

Q34	指定事業者の情報はどこで確認することができますか。
A34	「東京都介護サービス情報」に公表されます。 東京都介護サービス情報では、指定事業所毎の情報ほか、指定月毎の指定事業者の一覧表や、指定事業所数などが確認できます。

Q35	事業開始後、指定時の届出内容に変更が生じた場合、どうすればよいですか。
A35	変更が生じた際に届出が必要となる事由は、サービス毎に異なります。届出対象となる変更事由が生じた場合には、変更届（添付書類を含む）を提出してください（変更後10日以内）。 届出対象となる変更事由や、届出の必要書類は、以下のホームページ（東京都介護サービス情報）でダウンロードし、作成してください。 また、法人の内容が変更した場合も、同様に変更届の提出が必要となりますので、ホームページを御参照ください。

Q36	事業開始後、新たに加算（介護報酬体制）の届出をしたい場合、どうすればよいですか。
A36	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」とその他必要な添付書類を併せて提出してください（以下のHPから書類をダウンロードしてください）。 なお、前月の15日（訪問通所系サービス）または月初（入所系サービス）までに届け出れば、当該月の1日から適用開始になります。

Q37	休止・廃止をしたいがどうすればよいですか。
A37	サービス毎に休止・廃止届出を提出してください。（以下のHPから書類をダウンロードしてください）。 休止・廃止日1ヶ月前の事前届出が必要です。（休止・廃止届には、現在の利用者のサービス確保が図られていることがわかる書類を必要に応じて添付してください。） 都では、休止する場合、その期間は最長1年までとしております。 また、休止期間中の事業所は、指定更新の対象とならず、指定の効力を失うこととなりますので、お気をつけください。 その他、事業開設に当たり、施設整備等の補助金を受けている場合は、廃止（移転）に伴い補助金の清算が必要となる場合がありますので、補助金の所管部署にお問合せください。

【ダウンロード先】

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > ○○○○ ← ○○○○はサービス名

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shitei/index.html)

Q38	老人福祉法に基づく事業開始・設置届は、いつ・どこに提出するのですか。
A38	「老人居宅生活支援事業開始届」「老人デイサービスセンター等設置届」は、介護保険事業者指定申請書類と併せて財団事業者指定室に提出してください。添付書類のうち、指定申請書類と重複するものは添付を省略できます。

Q39	1度指定を受ければ、いつまでも事業を行うことができますか。
A39	6年ごとに指定更新を受けなければ、指定の有効期間の満了によってその効力を失います。